

3 各介第 146 号
令和 3 年 7 月 20 日

各務原市内有料老人ホーム事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

有料老人ホームの設置運営指導指針の訂正について

平素より、介護保険行政に多大なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各務原市では、岐阜県から有料老人ホームに関する権限移譲を受けており、各務原市有料老人ホーム設置運営指導指針等に基づいた設置指導等を行っております。

令和 3 年 6 月 24 日付け 3 各介第 115 号にて各務原市有料老人ホーム設置運営指導指針の改定について通知しましたが、一部内容に誤りがありましたので、下記のとおり訂正し改めて通知いたします。お手数をお掛けして申し訳ございませんが、よろしくお願い申し上げます。

記

訂正後	訂正前
13 情報開示 (2) 有料老人ホームの経営状態に関する情報 次の事項に留意すること。 イ 略	13 情報開示 (2) 有料老人ホームの経営状態に関する情報 <u>前払金を受領する有料老人ホームにあっては、</u> 次の事項に留意すること。 イ 略

以上

部 署	各務原市健康福祉部介護保険課
担 当	施設指導係 鈴木 大海
電 話	058-383-2067